

令和7年10月30日
大野市行政経営部政策推進課長

「第六次大野市総合計画後期基本計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

1	政策等の案の名称	第六次大野市総合計画後期基本計画（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	第六次大野市総合計画は、まちづくりの目標と方向性を示す市の最上位計画で、令和3年度から12年度までを計画期間としています。 計画は「基本構想」と「基本計画」で構成され、期間は「基本構想」は10年間、「基本計画」は5年間とし、前期と後期に分けて策定します。今回、令和8年度から12年度までの「第六次大野市総合計画後期基本計画」を策定します。 計画を策定するに当たり、市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。
4	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ① 市内に住所を有する人 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④ 市内の学校に在学する人 ⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
5	政策等の案の公表	(1) 公表の日 令和7年11月7日（金） (2) 入手方法 ①指定場所での閲覧 ・市役所1階市民ホール ・結とびあ ・和泉地域交流センター ・各公民館 ・図書館 ②インターネット（大野市公式ホームページからダウンロード） ③報道機関への情報提供
6	意見等の受付期間	令和7年11月7日（金）から令和7年11月30日（日）まで

7	意見等の提出方法	・住所、氏名（団体名）、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項 ・該当箇所（○ページ「 」） ・意見等 を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。様式は問いませんが、意見記入用紙（市ホームページからダウンロード）をご利用いただけます。 ①指定場所（第5項参照）への書面の提出（記入用紙を備え付けます） ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール ※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。 ※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となる場合があります。
8	意見等の取扱い	提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。 ①提出された意見等の概要 ②提出された意見等に対する実施機関の考え方 ③本計画案を修正した場合における修正の内容
9	問い合わせ先	大野市行政経営部政策推進課（大野市役所2階22番窓口） 〒912-8666 大野市天神町1番1号 電話 0779-64-4824（内線2512） ※電話での意見提出は不可 ファクシミリ 0779-65-8371 Eメール seisaku@city.fukui-ono.lg.jp